臺灣日日新報
本日四頁

## 岡村北支軍最高指揮官巡視

【北京廿九日發同盟】岡村北支軍最高指揮官は[illegible]二十六日午前十一時十分[illegible]に飛來、[illegible]二十七日[illegible]二十九日には[illegible]三河等の[illegible]基地を巡視し午後五時北京に歸還した

# ソロモン海に漂流二旬

# 血涙・再起御奉公誓ふ

## 鱶の海泳ぎ海鷲生還

【東京發同盟】〇〇基地にて[illegible]特派員發】世界を震駭させた南太平洋海戰の際〇月二十日未明わが飛行艇はソロモン諸島上空の積亂雲を衝いて東へ〱索敵飛行を續けてゐた、折しも前方にB一七を發見全員直ちに戰鬪配置につくと共に「我れ敵機と交戰中」との無電を最後に行方不明となつてしまつたがそれから二十二日目の〇月十日わが[illegible]はソロモン海でボロ〱の飛行服を纏つた勇士達のカヌーを救助した、この勇士達は遭難當日敵機B一七と遭遇交戰三十分餘わが[illegible]によつて四發動機の中二基を傷ついた敵機は火焔を吐きながら雲間に姿を沒していつたがわが方も敵彈で不時着水の已むなきに至つた、着水と共に〇名は艇内で壯烈な戰死を遂げ無人島に泳ぎ着いた〇名の搭乘員の中負傷の〇名も護國の鬼と化した、生殘りの〇勇士はこの時から椰子の實と海藻を食ひ雨水を飲みながら「ロビンソン漂流記」宛らの生活に移つた、或る時は原住民に脅かされ或る時は激流にさらはれながら漂流二旬餘遂にわが驅逐艦に救助されたのである、以下はその搭乘員〇〇上飛曹が血涙と共に物してくれた漂流日記である

〇月二十日　絶好の索敵日和に[illegible]は鳴る、見下せばソロモン諸島は[illegible]のやうに靜かだ、六時四十五分「敵機見ゆ」の號令あり、直ちに銃座につくと次の瞬間わが機から敵機の火箭が飛んだ、前方銃座では〇〇二整曹が右腕貫通銃創で鮮血に塗れつつ射撃についてゐる、間もなくエンジン不調となり急激に降下し始めた、大きいショックと同時に着水した、まだ最後の彈丸が殘つてゐる、この時ばかりと射撃くると黒い胴に白い星のマークをつけた敵機は三筋の白煙を引きつつ急降下して行つた、「やつたぞ」と叫んで辺りを見廻せば〇機長が先頭に負傷の〇〇二整曹と〇〇二飛曹を引張つて泳いでゐる、機長は支那事變の陣頭を飾つた渡洋爆撃の一番機に搭乘した古強者、〇〇上飛の姿が見えない、機内に引返して見ると頭部貫通銃創で見事な戰死だ、抱いたが飛行機は火焔に呑まれてゐたので頭髪を切つて海中に飛込んだ、敵があちこちに水煙を立てて泳いでゐる、傷ついた戰友を勵ましつつ二時間後に無人島へ着いた、全員が水泳に達者だつたのは幸ひだつた、〇〇上飛が元氣ならと思つた「然し君は護國の神としてわれ〱を見守つてくれ、無事に基地へ歸つたら必ず君の分まで御奉公して仇をとる」御靈前にも勇しい誓を[illegible]使へるぞ、安らかに眠れ」島の周圍は幅五・五〇米の珊瑚礁が突き立つてゐる、飛行服を脱いで足場にしながら島に辿りついた、イサベル島の西方〇〇浬の場所だ、負傷者が頻りに水を欲しがるが何もない、機長と〇〇上整曹が椰子の實を取りに行つたが空しかつた、この頃から〇〇二整曹の容態急變、呼んでも返事がなかつた、間もなく「天皇陛下萬歳、〇〇の下宿に宜しく、お父さん、お母さん」とはつきり最期の言葉を殘して笑顔で死んで行つた、欲する水も飲ませず男泣きに泣いた、愛の飛行服を着せてやる、百米四方位のこの島には椰子が二十餘本しかない、海岸から石で路を造つて[illegible]約二百米離れた隣の島に泳ぎ渡り[illegible]椰子を採り[illegible]二飛曹に飲ませる、大火傷の〇〇二飛曹は元氣だ、一休みして椰子の葉で屋根を造り木の實を敷いた寝床を造つた、交代で看病したが蚊と寒さで一睡も出來ず抱合つて暖を取つた

〇月二十一日　[illegible]雨止む、全員案外元氣だ、昨夜の雨に貯へた水と椰子で朝食、〇〇二整曹を埋葬した、嬉しい事あり、手を振つたが[illegible]味方偵察機に發見されず失望する、椰子も食ひ盡して三百米四方位の隣の島に移る、椰子の樹に面白いのが多い

〇月二十二日　[illegible]

〇月二十三日　[illegible]

〇月二十四日　[illegible]

〇月二十五日　[illegible]

〇月二十六日　[illegible]

〇月二十七日　[illegible]

〇月二十八日　[illegible]

〇月二十九日　[illegible]

〇月三十日　[illegible]

〇月三十一日　[illegible]

〇月一日　[illegible]

〇月二日　[illegible]

〇月三日　[illegible]

〇月四日　[illegible]

〇月五日　[illegible]

〇月六日　[illegible]

〇月七日　[illegible]

〇月八、九日　[illegible]

〇月十日　[illegible]

# 鐵石・日滿華の結束

## 三國共同宣言二周年

【東京發同盟】十一月三十日は日華基本條約締結、日滿華共同宣言が成立し三國共同の理想が中外に闡明されてより早くも二周年に相當するがこの日こそは日滿華三國修好に不朽の基礎を確立した歴史的意義を有する記念すべき日である、大東亞戰爭完遂のため三國がその共同運命の立場からも一層緊密なる關係を保持すべきことが要請され更に大東亞共榮圏確立の中核として今後三國の負荷された使命のいよ〱重大なる折柄將にこの日を迎へることは單に日滿華三國民の慶びであるばかりでなく大東亞全民族の齊しく慶祝するところでありその意義は誠に深いと言はねばならない、日滿華三國の提携については昭和七年九月滿洲國承認の日滿議定書が調印せられてよりわが國と滿洲國との間に友好協力の基礎が成立爾來米英の策動妨害にも拘はらず兩國の關係は緊密の一途を辿りわが國の同國に對する援助育成と同國自身の新興意氣なる建國精神は能く今日の大滿洲帝國を實現せしめるに至つた、昨年十二月八日帝國が米英に對する宣戰を布告するや滿洲國皇帝陛下におかせられては即日時局に處する詔書を渙發あらせられ一德一心の大義に則り國民を擧げて帝國の征戰完遂に協力すべきことを國民に示し給ひしことは戰爭完遂に對する帝國の共同目的を必然ならしめるものであり次で本年六月滿洲國建國十周年に際しては畏き邊りでは高松宮殿下を御名代として御差遣、同國の記念すべき日を御慶祝あらせられたこれが答禮として張特派使節の訪日等日滿兩國の關係は十年の友好を基礎としてます〱その提携協力を固くしつつある、また日華の關係については昭和十五年三月汪精衞氏を主席とする支那新政權が樹立されてよりわが國は新政權維持育成の大方針の下に全力を擧げてこれを援助し同十六年六月には汪主席の來朝あり日華基本條約に基く兩國の友好關係が確認された、大東亞戰爭勃發と同時に國民政府は帝國と同甘共苦の建前より難局に處せんとする決意を表明、大東亞共榮圏の一環として飽くまでも帝國と運命を共にし戰爭完遂へ邁進することになつた、本年五月國民政府はわが國の不斷の援助に謝意を表するため褚民誼氏を首班とする特派使節を派遣これに對し去る九月には平沼、有田、永井三特派大使より成る答禮使節が南京を訪問日華兩國の親善を一層密ならしめたのである、また滿洲國と國民政府との關係については兩國が地域的にも經濟的にも相通ずる立場にあり本年五月汪主席は滿洲國を訪問兩國の親善提携が一層拍車をかけられてゐる、かくて日、滿、華三國は大東亞戰爭の輝かしき前途を目標としてその共同の敵たる米英撃滅の總力を擧げて邁進しつつあると共に共同宣言により明示された不動の原則をいよ〱發揮すべく政治、經濟、文化の各方面に於ける強力な提携が一段と進捗しつつあるが今回三國提携の記念日を迎へて大東亞戰爭完遂に對する三國の決意一入新たなるものがありこれを契機としてその結束は盤石の固きを加へて行くであらう

# 大東亞戰協力こそ

# 中國を強力化す

## 汪主席總進軍の大號令

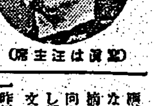

（談話は汪主席）

【南京二十九日發同盟】日滿華共同宣言及び日華基本條約締結二周年の意義深き日を迎へるに當り國民政府主席汪精衞氏は二十九日「全國民に告ぐるの書」を發表、同條約は不要を以て更に[illegible]應する大方針の具現として重要なる政策を策し來つた所以を指摘すると共に大東亞戰下中國の向ふべき所を闡明中國民衆に對し總進軍の大號令を發した、全文左の通り

一昨年十一月三十日、日華基本條約が締結され昨年十二月八日大東亞戰爭は勃發した、この條約及び宣言は世界情勢の[illegible]に[illegible]するため東亞新秩序を確立したもので大東亞戰爭は即ち世界の[illegible]

### 宣言が

[illegible]

### 日本が

[illegible]

### 勝利も

[illegible]

### 東亞の

[illegible]

### 大東亞

[illegible]

# 共榮圏確立に邁進

## 王滿洲國駐日大使談話

【東京發同盟】王滿洲國駐日大使は三十日の日滿華共同宣言二周年記念日に際し左の談話を發表した

大東亞解放の聖戰下輝かしき光榮ある戰果の下に日滿華共同宣言二周年記念日を迎へることは東亞民族のため衷心同慶の至りに堪へない所である、[illegible]三國の關係を新しく確認したものであつてこれを契機として三國が本然の關係に立ち遡り大東亞共榮圏の確立に一路邁進せんことを宣言したものである、この締盟は支那四億の民衆に多大の希望と歡喜を與へたるがわが四千三百萬民衆も亦多年の暗雲を排して旭日を拜するの感を持つたのである、締盟一年にして大東亞戰爭の勃發を見るやわが國は總力を擧げて大東亞戰爭完遂に協力し新生中華民國も亦わが國との關係を密接にし相共に盟邦に協力しつつあるは誠に力強き限りである、われ等はこの三國の紐帶を益々強固にし締盟の精神を昂揚し以て大東亞共榮圏の確立に邁進せんことを誓ふ次第である

## 佛領レユニオン島に

## 英軍部隊不法上陸

【ヴイシー二十八日發同盟】ブレノウ佛植民地長官は二十八日夜英軍部隊がマダガスカル島東方西南インド洋の佛領レユニオン島に不法上陸した旨次の通り發表した

英軍部隊は二十八日午前四時三十分レユニオン島にも上陸した一部南岸を合むとこれら侵略部隊は既に防備施設のない首都サンデニ・ラ・レユニオン市を占領したがその他の地區では夜間警備隊の活動並に同島總督の勇敢な決意によつて到る所に抵抗が行はれてゐる

レユニオン島はマダガスカル島東方約五百粁の西南インド洋に位し一六四三年始めてフランスが領有し、その後一八一〇年英國の占領するところとなつたが一八一五年再び佛領となり爾來今日に至つてゐる、面積二千五百十二平方粁、人口二十万八千五百八十八人（一九三六年調査）首都サンデニは人口三萬六千七百七十二人を數へ島内にはサン・ポール、サン・ピエールの港並基地の外ポアント・デ・ガレの良港がある、主要生産品は砂糖、ヴアニラ、酒精等で一九三八年の統計によれば輸入二十六萬三[illegible]千九百萬フラン、輸出二十九萬六千四百フランとなつてゐる

## 脱出の佛潜艦

## バルセロナ港着

【リスボン二十八日發同盟】[illegible]

## 記念交驩放送

### 日滿華三國締盟二周年

【東京發同盟】[illegible]

## マルケス東方で

## 英汽船撃沈さる

【リスボン二十八日發同盟】[illegible]

## 人事

[illegible]

漫画
眼で見る時局雜誌
十二月號
舌の空中戰
[illegible]
漫画社

日の出
十二月號
日本必勝の七大理由　武藤貞一
十二月八日の感激
小説　最後の引揚船　大平陽介
小説　歸休三日間　眞杉靜枝
小説　燃える鑛爐　田川勇三
小説　夫の祕密　宇井無愁
小説　月光菩薩　土師清二
◇戰爭と貯蓄問答會　大東亞戰爭一周年を迎へて　東條英機
三沙漠の白鳥　渡邊啓助
大長篇　桔梗物語　舟橋聖一
生活の樹　藤澤桓夫
國民生産の戰座談會
新潮社

中央公論
12月號
教育と軍務と世務（座談會）　板垣與一・大熊信行　酒枝義旗・上原專祿
大東亞戰爭一周年特輯　近代の終焉と歴史の還歸
◆世界文化の二方向と日本　柳田謙十郎
◆日本の傳統と近代　國田定良
◆現代死生觀　田中晃
◆日本精神史の課題　岡本清一
◆歴史家の立場　林健太郎
◆新世界觀の參成　石津照璽
◆大東亞史の問題　植村清二
戰爭指導と政治　木下半治
大海戰い全酣なり　伊藤正德
「東方の門」を出すに就いて　島崎藤村
（戲曲）北斗星　眞船豐

地熱
上田廣著
書店發賣中
定價二圓　送料十五錢
バタアン半島總攻撃に於ける著者の體驗を綴る長篇小説「地熱」と米比軍の捕虜を取材とする短篇「火樹」を一卷に收む！地を這ひ天を翔る皇軍將兵の血戰と理想とを盛る大東亞戰爭勃發以來の戰爭文學の最高峯！！
近刊書
大本營海軍報道部監修　珊瑚海海戰
武者小路實篤著　美術を語る
林房雄著　青年の國
文藝春秋社

（月曜特輯）

# 長期戰下の食糧對策

大東亞戰爭は愈々長期戰化し國內態勢への反省は深刻な緊迫感を以て我等國民に迫つてゐる、銃後と雖も前線とは一體の有機的關聯に置かれてゐる戰爭は總力戰體制の本質から觀て[illegible]の覺悟で戰爭を遂行する者獨り前線將兵に限定すべきに非ず、銃執る兵も兵器を造る產業戰士も同じ戰爭推進者である、更にこれが繼續力を保持するその他の生產從事者、一億國民が悉く戰爭を戰爭目的達成への至上命令に歸一してゐる今日、一人殘らずが"戰ふ兵"なのである、"我等戰ひつつあり"の意識が國民の一人一人に浸透徹底することが長期戰完遂の要諦であり、是が非でも只今この秋、[illegible]かにやり遂げねばならぬ總動員態勢この食糧問題の國民生活を[illegible]吹き荒れるうちに[illegible]起りつつあるのである、[illegible]保は戰時下國民生活安定の[illegible]である、主食[illegible]れが代用食甘藷も[illegible]させては[illegible]で飛躍り充足のみならず全國民が安んじて[illegible]資源の[illegible]としてどんな苦難を克服しても[illegible]確保こそは戰爭遂行の[illegible]義務が國民の誰にも負荷されてゐるのである、[illegible]が增産と同義語の重要性をもつことは敢て[illegible]

## 米英擊滅への源泉

### 食糧增產と管理の強化

**食糧政策現段階　奧田食糧局長談**

食糧政策の現段階に就て食糧局長奧田達郎氏は次の如き所見を述べた

食糧の增產を促進し其の供給の確保を期することは我國現下の最大緊要事である、從て今次

**聖戰を完遂**　[illegible]たる大東亞共榮圈確立を推進する[illegible]向上及至[illegible]食糧不安を除去して國民生活を安定[illegible]べきである、本島に於ては此の國家[illegible]緊急に照應して從來各種の食糧施策を實施しつつあるが、[illegible]中の食糧管理は本島米穀統制の安定向上を圖り、[illegible]する目的を以て昭和十四年十一月[illegible]臺灣米穀移出管理令[illegible]內米穀の配給[illegible]で大東亞戰爭の勃發に伴ひ國民食糧の[illegible]十六年十二月臺灣米穀等應急措置令を制定し[illegible]に至つたのであ[illegible]

**法令をも制定**　公布して[illegible]米穀を中心として麥類、甘藷、雜穀[illegible]

[illegible]

**從期の如く增加**　せず又[illegible]

**地位の重要性**　に鑑みて[illegible]

**米の專賣制で**　あらうが[illegible]

## 配給機構整備強化

### 食糧戰完遂に消費規正の訓練

食糧配給機構の[illegible]に就て食糧局米穀課長[illegible]氏は語る

[illegible]武力のみを以て戰は遂行されるものではない、少くとも國家總力戰の[illegible]は武力と食糧とはその

**二大鬪爭手段**　であると[illegible]

[illegible]

（一）年齡別に依る消費量の差異
（二）職業に依る消費量の差異
（三）食生活の習慣に依る消費量の差異、（イ）混食の關係（ロ）副食物の關係（ハ）補食物の習性の關係
（四）代用食の關係
（五）職業或は生活樣式に依る消費量の差異

[illegible]

**消費量の差異**　は次の[illegible]

## 調味料島內自給

### 大資本での企業が必要

調味料の島內自給に就て府工業研究所技師武田[illegible]氏の話を聞く

一般家庭の調味料として擧げらるるものの中重なるものは醬油、グルタミン酸曹達（味の素及其類似品）ソース、食酢、砂糖及食鹽等である、之等のものは皆な調味料として重要であるが[illegible]

[illegible]

## 收量の增加目覺し

### 臺灣の米、甘藷の飛躍性

臺灣總督府小野與五郞技師は米と甘藷に就て次の如く語つた

[illegible]

**生產の增加を**　圖らなければならぬ[illegible]

**食糧農作物は**　米、甘藷、小麥、甘藷、落花生、豆類、雜穀[illegible]

**玄米二十四石**　[illegible]

**一般米農家が**　此の耕作[illegible]

**米作增產獎勵**　と地方廳[illegible]

**甲當換算生諸**　十二萬斤以上を收する[illegible]

## 消費節約と玄米食

### 家庭の主婦に望む心構

國民奉公會本部參事[illegible]氏の話

戰爭はどうせ長期戰だ、多少苦しくてもじつと腰を落ちつけ五年、十年先きの施策を今から準備して戰ひ拔けば勝は必ず來ると見る今[illegible]

[illegible]に考へる點は米國の對日戰略一つについて考へてもその誤りがはつきり判るやうな氣がする、それで吾々國民の覺悟としては明日にでも一大決戰戰爭をやる肚構へと[illegible]をもつて一生を戰ひ拔くといふのでなくてはならないのではなからうか、玄米食一つについてみても消化がどうかとか、吸收率がどうかとか、或は燃料の問題を解決せぬ事には輕々に獎勵出來ぬとか數年前からやかましく論ぜられたのであるが、今度それ等の議論とは一應無關係に大政翼贊會によつて大東亞戰爭一周年に當り強力に展開すべき國民運動の一つとして果敢に取り上げられた[illegible]

**消費の節約が**　期待せられる[illegible]

## 銃後國民への要請

### 全食糧品の消費合理化

食糧課長大山[illegible]氏は食料消費の合理化に就て次の如く語る

戰時下食糧確保の重要なることは今更云ふ迄も無い所である、而して戰時食糧の確保は

**生產の增強と**　消費の合理化の二方面から考へねばならないことも議論を入れない所である[illegible]

**食料たる飼料**　と[illegible]

**醬油の原料と**　なるので[illegible]

**效用漸減法則**　が適用せられる[illegible]

**緊要な問題で**　ある、又[illegible]

（主要食糧品供給量（戰前一〇〇として））

| 品目 | 供給量 |
|---|---|
| 肉　類 | 六〇・六% |
| ベーコン、ハム、マーガリン、紅茶 | 六六・七 |
| バター | 五一・九 |
| チーズ | 三三・三 |
| 砂　糖 | 三九・〇 |

右は一九四一年五月の數字である[illegible]

**消費量は縮減**　された[illegible]

**闇取引の橫行**　これである[illegible]

**國民の凡ゆる**　階層に[illegible]

**戰力を擴充し**　更に中四[illegible]

**一度に多量に**　買ひ込ん[illegible]

**國民學校兒童**　の栄養[illegible]

**消費の節約が**　期待せら[illegible]

**島內現株相場**
（臺灣有價證券業組合調）

| 銘柄 | 拂込 | 中値 |
|---|---|---|
| 日[illegible] | 一二五・〇〇 | 三二・七 |
| 日本石油 | 五〇・〇〇 | 七七・九 |
| 同　新 | 一二・五〇 | 三六・七 |
| 日本アルミ | 五〇・〇〇 | 九四・八 |
| 同　新 | 三七・五〇 | 八二・八 |
| 東邦金屬 | 四〇・〇〇 | 四五・〇 |
| 日東化學 | 四二・五〇 | 四〇・三 |
| 東部電氣 | 三〇・〇〇 | 三五・〇〇 |
| 同　新 | 一二・五〇 | 三五・〇〇 |
| 大正製油 | 一五・〇〇 | 一六・〇〇 |
| 大成火災 | 一二・五〇 | 一二・五 |
| 合同鳳梨 | 五〇・〇〇 | 五三・〇〇 |
| 臺灣拓殖 | 一二・五〇 | 一二・〇〇 |
| 臺灣肥料 | 五〇・〇〇 | 五〇・〇〇 |
| 臺灣船工 | 五〇・〇〇 | 六一・八 |
| 臺灣電化 | 一二・五〇 | 二九・〇 |
| 臺灣瓦斯 | 一二・五〇 | 三三・三 |
| 臺灣製麻 | 一二・五〇 | 四三・〇 |
| 臺灣炭礦 | 一二・五〇 | 四四・〇 |
| 臺灣[illegible] | 五〇・〇〇 | 五〇・〇〇 |
| 同　新 | 三〇・〇〇 | 三〇・〇〇 |
| 臺灣煉瓦 | 五〇・〇〇 | 七〇・一〇 |
| 同　新株 | [illegible] | [illegible] |

**馬學精說**

陸軍獸醫大佐・獸醫學博士　市井正次

大東亞戰下、馬の改良增殖は國家的大事業である。本書は科學的見地から馬の實相を誇り正しい馬學知識を平易に說く

A5判上製函入　四四〇頁寫眞多數

新刊　定價五・五〇　送料三〇

朝倉書店　東京市神田區[illegible]　振替東京[illegible]

**模範馬日辭典**（出版）

古河合名會社員　藤野可護著

B四判七〇二頁　價四・八〇　送料・六

**簡易實用マレー語會話**

陸軍教授前東京外語教授　上原訓藏著

B七ポケット用　價一・二〇　送〇八

東京市日本橋區本町[illegible]　文原堂　振替東京[illegible]

外傷の…ビタミン療法

ハリバ軟膏

おでき　きづ　とびひ　やけど

**マルゼンタイムレコーダー**

●電氣捲き式●

不規則な電壓、サイクル等電氣的障害にも何等の影響なく、三日間位の停電にも耐へて正確な時間を保ち、且印字の鮮明、操作の簡單な點等斯界中國內を拔く優秀機。

マルゼンタイムスタンプ

作業時間の正確な記錄者

生產管理能率增進の推進機

總代理店　ロンドン[illegible]

詳細說明書呈上

社會式株善丸

本店　東京日本橋通　支店　大阪・京都・神戶・名古屋・橫濱・福岡・長崎・仙臺・京城・臺北・新京

**心臟や胸を**

**芯から丈夫にする**

古來の皇漢醫道、並に現代ホルモン藥理上、優れた効目を謳はれる、猛獸や強精動物のホルモン腺臟、麝香・犀角・熊膽・牛黃・眞珠其他配伍の「救心」

動悸、息切れ　熱ね汗を去り　食を進ませる

救心

朝夕一粒

この藥は、[illegible]

「心臟の藥」と「救心」の本舗

東京市[illegible]　發賣元　救心本舗

**女性の若さと健康に**

新時代の新女性ホルモン

ソロス

月經不順　神經衰弱　頭痛腰痛　疲勞倦怠　等々に

一千單位……（百錠）三・〇〇
一万單位……（一〇錠）三・五〇

製造發賣元　帝國臟器藥研究所（相模販賣品）

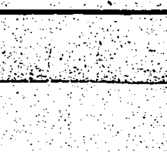

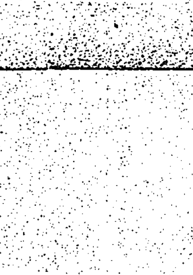

大東亞戰記錄繪畫を

闇事一掃申合せに就て

島民の自粛を要望

# 大東亞戰記錄繪畫を御興深く御巡覽

## 畏し將兵を偲ばせ給ふ

天皇皇后兩陛下

【東京電話】同日 天皇 皇后兩陛下には[illegible]て征戰に勇敢奮戰する[illegible]將兵の上に深き思召を垂れさせ給ひ[illegible]ありがたき御沙汰あらせられたが廿九日宮中豐明殿並に千種ノ間に於いてこの度陸海軍部[illegible]に獻納された大東亞戰爭第一年記錄繪畫三十九點を親しく天覽並びに[illegible]遊ばされ、[illegible]勇戰するわが忠勇無比の陸海將兵の上を親しく偲ばせ給ひ[illegible]拜された御由にて關係者一同恐懼感激申上げてゐる、この日 天皇 皇后兩陛下には[illegible]皇太子殿下、[illegible]と御揃ひにて午後一時千種ノ間に出御あらせられ、入江侍從の御說明にて[illegible]十二月八日のあの日比類無比のわが海軍部隊の[illegible]を具さに描いた[illegible]將兵の雄姿等に一々玉歩を[illegible]げされた

[illegible]十二月八日の[illegible]を始めマレー沖海戰、コタバルの敵前上陸、香港[illegible]、パレンバン落下傘部隊[illegible]、ジャングル突破、[illegible]等[illegible]、とどめさせられて[illegible]を垂れさせられ[illegible]山下、パーシバル兩司令官會見[illegible]、[illegible]午後三時四十二分[illegible]に還御遊ばされた

---

# 近く共榮圈內を公開

## 獨伊側とも交換展覽會

【東京電話】大東亞戰爭一年の[illegible]を永く後世に傳へるため陸海軍がわが[illegible]畫家二十七名をすぐつて現地に派遣し[illegible]した記錄畫三十點と[illegible]九點はこの程完成二十九日畏くも天覽の光榮に浴した、この[illegible]關係者一同は[illegible]たがこれら[illegible]は近く內地は勿論、朝鮮、滿洲、支那、南方諸地域において公開されることになつた、なほこの[illegible]は獨伊[illegible]と交換展覽會を行ふ豫定で[illegible]は[illegible]なものがあるであらう、作品[illegible]並に作者氏名は左の如くである

**陸軍獻納畫** 香港ニコルソン附近の激戰、香港方面[illegible]宮本三郎、香港[illegible]、マレー方面[illegible]中村研一、トロラク、スリムの戰ひ、マレー方面[illegible]に挑む（マレー戰線ジャングル突破）、レー方面[illegible]シンガポール最後の日（ブキテマ高地）マレー方面[illegible]治、二月十一日（ブキテマ高地）[illegible]山下、パーシバル兩司令官會見[illegible]

[illegible]司令官會見[illegible]、マレー方面[illegible]宮本三郎[illegible]ミリ油田[illegible]部隊の活躍、ボルネオ方面[illegible]英領ボルネオを衝く、ボルネオ方面[illegible]パレンバンに降下す、スマトラ方面[illegible]敵の圖（落下傘部隊パレンバン精油所攻撃）スマトラ方面[illegible]派遣中山巍、ジャワ（バンタム）敵前上陸、ジャワ方面[illegible]道班員[illegible]、カリジャティ西方の[illegible]ジャワ方面[illegible]、カリジャティ會見、ジャワ方面[illegible]派遣小磯良平、ビルマランダー[illegible]ン進擊、ビルマ方面[illegible]、イナンジョンの戰ひ[illegible]、マンダレー入城とビルマ人の協力、ビルマ方面[illegible]、マニラを望む、比島方面[illegible]向井潤吉、[illegible]、バタアン半島中央[illegible]、比島方面[illegible]四月九日の記錄（バタアン半島總攻擊の狀況）比島方面[illegible]、コレヒドール）比島方面[illegible]、コレヒドール、キャ[illegible]

**海軍獻納畫**（派遣畫家作品）十二月八日の眞珠灣[illegible]、マレー沖海戰、中村研一ボルネオ作戰、[illegible]、ニューギニア沖東方[illegible]、グアム島占領、江崎孝坪、スラバヤ沖海戰、[illegible]、ジャワ沖海戰、有岡一郎、攻略直後のシンガポール軍港、[illegible]、クラークフイールド攻擊[illegible]、バリ島海戰、[illegible]、バタビヤ沖海戰、石川滋彥、キャビテ攻撃、三國久、潛水艦の米空母[illegible]、[illegible]以上十三點（從軍畫家作品）ウエーキ島攻略戰（その一、その二）[illegible]、タラカン島[illegible]、田邊[illegible]上三郎、計十六點

---

## 皇奉分會 臨時常會に臨場

### 戶田侍從 長興庄有識者を激勵

【屛東電話】南部地方[illegible]中の戶田侍從は[illegible]代理大[illegible]の案內で[illegible]二十八日午前十時二十五分[illegible]へて[illegible]に赴き、[illegible]常會[illegible]に臨場[illegible]直ちに長興分會長[illegible]の指導[illegible]、國民[illegible]の後[illegible]長興分會長挨拶に次いで[illegible]

一、金屬類特別回收運動は庄民一[illegible]

二、同庄出身五名の陸軍兵志願者[illegible]

[illegible]こと

一、戰爭生活を確立するため生活の切下げを斷行しませう

二、食力增强を圖るため增産と貯[illegible]

三、[illegible]に努力致しませう

四、[illegible]の[illegible]をよくしませう

五、堆肥の[illegible]を勵行致しませう

等の[illegible]に就しては[illegible]この間戶田侍從は終始熱心に[illegible]した、同十一時戶田侍從に對し長興分會長より二萬庄民を代表して[illegible]の地に[illegible]られしに對し[illegible]

# 戶田侍從南部地方視察

寫眞（上）臺糖屛東製糖所にて—高雄要塞司令部檢閱四八五號許可濟（下）陸東溪開拓地にて說明聽取
（[illegible]四八九號許可濟）

---

# 壽峠越え臺東廳下へ

【高雄電話】三日間に亘る高雄州下の民情視察を終へた戶田侍從は二十九日午前九時十分四重溪旅館を出發、大越高雄州知事代理の案內で[illegible]に到り明治七年牡丹社事件當時における皇軍[illegible]跡を偲び更に西鄕都督記念碑に立寄り[illegible]より四重溪、[illegible]同所を出發臺東廳下に入つた[illegible]方面を視察の上[illegible]須田[illegible]長以下を隨へ[illegible]壽峠バス道路を[illegible]時四十五分[illegible]に到着、[illegible]二十一日より[illegible]行中の須田[illegible]以下[illegible]同十一時[illegible]と[illegible]た、[illegible]十一時五分[illegible]を出發[illegible]に向つた

---

### 訓練生の感動一しほ

山本皇奉事務總長謹話

皇奉本部[illegible]の海洋訓練[illegible]に第一拓南[illegible]所はこのたび[illegible]の光榮に浴したが之に[illegible]山本事務總長は[illegible]しつつ左の如き謹話をなした

畏き邊りに於かせられましては常に大御心を民草の上に御[illegible]遊ばされますことは私共[illegible]一人と致しまして洵に[illegible]の至りであります、今回大東亞[illegible]陛下に於ける[illegible]

---

# 旭村の篤農家を引見

【臺東電話】山岸臺東廳長及び[illegible]高田[illegible]の先導で[illegible]の須田[illegible]部長も山內[illegible]と[illegible]前十一時[illegible]を出發して臺東郡大武[illegible]に[illegible]を[illegible]せて午後一時五十分カナロンにて下車少憩の後[illegible]長の家を訪ね[illegible]

[illegible]東郡守の說明にて本島人農家の[illegible]を見[illegible]、午後三時五分大南社に[illegible]、同所を[illegible]午後三時五十分[illegible]出發途中[illegible]香戶主[illegible]の家を訪ね[illegible]、[illegible]家の[illegible]を[illegible]取した後臺東街にある[illegible]支所に[illegible]、所內の[illegible]を[illegible]取[illegible]して水[illegible]課長[illegible]、小田[illegible]課長、田中[illegible]課長を[illegible]した後鄕土[illegible]を一巡し更に[illegible]公會[illegible]にて旭村の[illegible]家田村[illegible]一郎氏より同村[illegible]の狀況を[illegible]取[illegible]より本[illegible]

---

### 學廳全力あげ奉公

山岸臺東廳長謹んで語る

【臺東電話】畏くも聖旨を奉戴せられ[illegible]下本島の[illegible]狀況[illegible]に[illegible]する國民[illegible]の實相を[illegible]する戶田侍從を本日[illegible]東廳に[illegible]申し上げ[illegible]に[illegible]の[illegible]ります、[illegible]は[illegible]このうへもない光榮であります、[illegible]

---

## 環境の不利を克服

### 有川准尉 恩賜品拜受に輝く

【[illegible]電話】二十八日付は[illegible]た[illegible]空士官學校第[illegible]二十二期卒業式[illegible]に[illegible]光榮に浴し[illegible]

---

### 在鄕軍人 諸屆勵行に關し

臺北陸軍兵事部 百瀨少佐談話發表

兵[illegible]七十[illegible]年記念日を迎へ臺北兵事部百瀨少佐は左の如き談話を以て在鄕軍人の諸屆勵行に關する諸注意を喚起した

[illegible]七十[illegible]年記念日を迎へ[illegible]に[illegible]く大東亞戰爭下兵[illegible]の大事であるが[illegible]記念日を契機として[illegible]て左の事項に就て更に[illegible]力を致し[illegible]へ[illegible]

強兵は[illegible]民より生る

立派なる子供は立派な親より生れ[illegible]に次第[illegible]に[illegible]つて完成される[illegible]にして[illegible]なる[illegible]は言ふ迄もない、此れからの日本人は大東亞戰爭を[illegible]世界の各民族を指導し得る[illegible]强も健全なる者とならねばならぬ、今からの日本男子は一人の[illegible]

[illegible]者もなく[illegible]に[illegible]して[illegible]たり得る心身の[illegible]ねばならぬ、此れが爲には男も女も[illegible]めることが必要である、明日から[illegible]

心は[illegible]身は[illegible]

在鄕軍人[illegible]勵行

兵籍の[illegible]なる[illegible]は[illegible]民の[illegible]の[illegible]であるが[illegible]兵、[illegible]に[illegible]する[illegible]と[illegible]ることである、[illegible]民が[illegible]に[illegible]することが[illegible]に[illegible]つ一大要件であるので此際[illegible]に在鄕軍人の諸屆の[illegible]行に[illegible]の[illegible]に[illegible]し[illegible]に自己の[illegible]內を[illegible]依り屆出を[illegible]るものが一人もなき[illegible]を切[illegible]する

一、現役[illegible]を[illegible]してゐる人はないか 在鄕軍人として諸屆[illegible]行の[illegible]あるものは[illegible]役、[illegible]及國民兵役（第二國民兵役は昭和六年以降[illegible]兵檢査を受けたる）の者なり各役の服役期間次の如し

1、[illegible]役

（イ）[illegible]少尉候補者又は准尉[illegible]の[illegible]は現役を[illegible]たる翌日より左記滿年[illegible]に[illegible]する年の三月三十一日迄

大佐六〇、中佐五八、少佐五五、大尉五三、中（少）尉五〇、准尉五〇（但し各部將校は[illegible]級に依り[illegible]乃至三年多し）

（ロ）一年志願兵、一年現役兵、幹部候補生、[illegible]の出身將校は年齡滿五十年に[illegible]する年の三月三十一日迄

（ハ）志願に依る下士官[illegible]任官年より起算し十九年目の三月三十一日迄の中、現役期間を除きたる期間

（ニ）志願に依らざる下士官[illegible]兵は[illegible]の十二月一日より起算し十七年四ケ月に[illegible]つる日迄の中現役期間を除きたる期間

2、補充兵役、補充兵役には現役兵に[illegible]する者にして現役兵に[illegible]せられざる者が之に服しこの服役期間は[illegible]年の十二月一日より起算し十七年四ケ月間なり

3、第一國民兵役には[illegible]役（現役と[illegible]役）を[illegible]りたる下士官、兵及軍隊に於て教育を受けたる補充兵にして補充兵役を[illegible]りたる下士官、兵（[illegible]）[illegible]の爲め[illegible]又は補充兵役を免除せられたるものを含む）が之に服し其の服役期間は年齡滿四十年に滿つる日迄とす

4、第二國民兵役には[illegible]法の適用を受くる者（內地人）にして常備兵役、補充兵役[illegible]國民兵役に在らざる年齡滿十七年より滿四十年迄の者之に服す、但し[illegible]兵檢査に於て丁種となりたる者[illegible]兵役を免除せられたる者は之を除く又在鄕軍人として諸屆の義務を有するものは昭和六年以降[illegible]兵檢査を受けたるもの[illegible]

二、次の諸屆を怠つて居る在鄕軍人はないか 前項の兵役關係者は[illegible]住所の變更、身分の異動等ある毎に遲滯なく[illegible]出を市役所、郡守若は[illegible]所長[illegible]に提出すべきもので以上の各役年齡迄は總て兵役關係あり

1、寄留[illegible]屆（[illegible]に[illegible]したるとき）

2、在留地變更屆（在留地を變更したるとき）

3、旅行（航海）屆（七日以上を要する旅行（航海）に出發するとき）

4、旅行（航海）[illegible]屆（旅行（航海）より歸りたるとき）

5、船員就職屆（[illegible]を有する船舶の船員となりたるとき）

6、船員退職屆（前項船員を退職せるとき）

7、寄留地去屆（[illegible]を去り他の日本領土內に行くとき）

8、外國在留屆（[illegible]を去り外國に在留するとき）

9、免許[illegible]下付屆（[illegible]師、[illegible]師、[illegible]師、自動車運轉免許[illegible]を下付せられたるとき）

10、所在不明屆（在鄕軍人所在不明となりたるとき戶主より）

11、所在判明屆（所在不明者を發見せるとき）

12、身上異動屆（戶籍に異動ありたるとき）

以上各[illegible]は旅行（航海）屆、[illegible]、及外國在留屆は[illegible]に其他は十四日以內に屆出するを要し各屆の用紙は市、郡役所[illegible]（課）の所に準備しあり

三、法規の改正に依り屆出をなすべき者で屆出を未だしない者はないか

1、昭和十六年十一月十五日兵役法施行規則の改正に依り第一國民兵役の下士官兵及第二國民兵役（昭和六年以降[illegible]兵檢査を受けたるものは）三十日以內に在留屆を提出することとなりあり

2、昭和十七年二月十七日法律第十七號に依り一年志願兵又は一年現役兵より將校となりたる者にして年齡滿五十年に達せざる[illegible]役將校を[illegible]に[illegible]せしめられ此の該當者は卅日以內に在留屆を提出することとなりあり

---

# 『闇事一掃』申合せに就て

## 島民の自肅を要望

### 中村高等法院檢察官長談

大東亞戰に必勝し共榮圈の確立を成就するには百[illegible]の[illegible]必要なるは論を俟たず戰爭の進展に伴ひこれの强化は必然的であるにも拘らず、最近臺北市に於て私利私慾に[illegible]れて[illegible]の[illegible]を[illegible]するもの二、三あつた事は[illegible]の[illegible]へが必ずしも時局の要請に[illegible]してゐない[illegible]であると云へるがこれを[illegible]として臺北市[illegible]公會が[illegible]起ち自己の[illegible]せず[illegible]ずと申し合せたことは當然のことと[illegible]へまことは[illegible]しいことであり中村檢察官長は右について左の如く語る

國民總力[illegible]下[illegible]が[illegible]々として起ると云ふので臺北市商業[illegible]公會は率先自[illegible]を申合せ又[illegible]北市[illegible]公壯年團亦之に協力此の[illegible]時の[illegible]に依り[illegible]滅等の

**確立** に[illegible]せられると云ふ、[illegible]に[illegible]を[illegible]て居ることであつて[illegible]の立場から衷心[illegible]を[illegible]する次第である、[illegible]ドイツ

[illegible]に於ては此[illegible]に對しては[illegible]刑を科して居ること[illegible]であるが此の[illegible]と大いに[illegible]を[illegible]にして居ることも國民は[illegible]せねばならぬ、即ちこれは[illegible]の相違から來る事であつて二つに[illegible]

**自肅** 自[illegible]によつて此の[illegible]を[illegible]より一[illegible]に[illegible]へ[illegible]

---

### 闇行爲淸掃に邁進

肥後臺北市奉壯團長談

[illegible]から[illegible]民[illegible]を一掃せんとして起つた[illegible]公會の[illegible]に[illegible]する臺北市奉公壯年團では[illegible]と[illegible]を一にして[illegible]に[illegible]することになつた[illegible]臺北市[illegible]公壯年團長は左の如く語る

[illegible]て[illegible]は[illegible]が大[illegible]果の[illegible]には[illegible]なる[illegible]兵の[illegible]を[illegible]ふ[illegible]

一、根本問題として[illegible]は[illegible]

---

## 山本前司令長官離臺

### 島民に餞けの惜別の辭

山本前[illegible]司令官は臺北[illegible]は中、南支に[illegible]近い[illegible]二十九日[illegible]、[illegible]は[illegible]の[illegible]に[illegible]した、[illegible]に[illegible]く[illegible]の辭を述べた

[illegible]たる大[illegible]果に輝く大東亞戰爭勃發前後して一年九ケ月の[illegible]任は[illegible]に[illegible]多いものがあつた、[illegible]は今や[illegible]しい前進を開始せんとしてゐる、全島民は[illegible]の結果を以つて[illegible]に[illegible]する決意を[illegible]めてゐる[illegible]であるが全く[illegible]に[illegible]へぬ次第だ、どうぞ[illegible]を通じ各位に宜敷御傳へ願ひたい（寫眞は[illegible]別の[illegible]を述べる山本中將）

---

### 不解者一掃には 私達が當ります

（臺北州協力會上奉公會員[illegible]）

[illegible]は國語普及を目ざして大[illegible]本島人[illegible]北市上奎府町[illegible]では[illegible]民中の本島婦人で國語を[illegible]る[illegible]を[illegible]れば[illegible]を一掃し內[illegible]一如となつて[illegible]奉公の[illegible]を[illegible]さねばならぬと[illegible]長、大[illegible]分會[illegible]以下役員が非常な熱意を以て[illegible]あつたが分會員中の國語不解者は[illegible]私達の手で立派に[illegible]へ[illegible]ませうと[illegible]一決『自分の子を[illegible]く正しく[illegible]てるには國語を知らねばなりません、[illegible]が[illegible]の第一歩です』と國語不解者に呼びかけた[illegible]

---

### 志願兵訓練所生 近く臺北へ復歸

【[illegible]電話】湖口の[illegible]志願兵訓練所は去る十月七日臺北より[illegible]以來[illegible]將士が[illegible]つかしの臺北[illegible]所へかへる[illegible]となつた[illegible]で石川[illegible]は二十八日臺北へ出發した、二十七日には[illegible]一同に[illegible]すべき[illegible]の[illegible]あり一同[illegible]に[illegible]してゐるが[illegible]

---

### 高專ラグビー大會

高商、[illegible]第十七回全島高專ラグビー大會は二十八日午後二時より[illegible]に於て[illegible]、高商、[illegible]の五チームによつて[illegible]第一日の[illegible]は[illegible]十九日午後二時半から[illegible]

高商 17（13 / 4）0（0 / 0）[illegible]工

[illegible]9（6 / 3）0（0 / 0）高[illegible]

高[illegible]（[illegible]）0（0 / 0）高[illegible]

---

仁丹

胃痛は　胃腸は　腹痛に　頭痛は　症[illegible]は

今から體力蓄積に仁丹の連用！

### 新竹州、十八年度[illegible]

【新竹電話】新竹州十八年度[illegible]豫算[illegible]は[illegible]日[illegible]

---

## 才一放送

◇八・五〇　[illegible]
◇一〇・〇〇　[illegible]
◇一一・〇〇　[illegible]
◇一二・〇〇　[illegible]
◇一二・二〇　[illegible]
◇一五・〇〇　[illegible]
◇一六・〇〇　幼兒の時間[illegible]
◇一八・三〇　[illegible]
◇一九・〇〇　[illegible]
◇二〇・〇〇　[illegible]
◇二一・〇〇　[illegible]

## 才二放送

◇七・一〇　[illegible]
◇八・〇〇　[illegible]
◇一二・〇〇　[illegible]
◇一九・〇〇　[illegible]
◇二〇・〇〇　[illegible]
◇二一・〇〇　[illegible]

---

講習生募集

第五回 女子職業科 入所資格 講習科目 修業 願書締切 入所試驗 寄宿舍 申込所

男女 事務員養成講習會

[illegible]

公認 臺北事務員養成講習所 臺北市御成町三ノ一六

電話交換手採用
一、採用人員 若干名
一、年齡 [illegible]
一、資格 [illegible]
臺灣ゴム株式會社

女事務員[illegible]
臺北市[illegible]

公告
[illegible]

石堂[illegible]　洋裁[illegible]　洋裁[illegible]　アザ[illegible]　給仕[illegible]　炊事[illegible]　篤志[illegible]　乳母[illegible]　募集[illegible]　食堂[illegible]　結婚[illegible]　祭壇[illegible]　荷造[illegible]　求貸[illegible]　貸家[illegible]　電話[illegible]　寫眞[illegible]　古本[illegible]　京染[illegible]　印畫[illegible]　ラジオ[illegible]　擴聲[illegible]　ラジオ[illegible]　レコード[illegible]　レコードとラジオ[illegible]　引越[illegible]　袋物[illegible]　冷藏[illegible]　特許[illegible]　斷食[illegible]

梅肉[illegible]　溫泉[illegible]　ミシン[illegible]　ミシン[illegible]　孔明[illegible]　玄米[illegible]　賃用[illegible]　毛深[illegible]

臺灣住宅無盡の

御申込　第六次（住宅設計圖入）營業案內呈贈

この機会に

家の月掛

女掛金で我が家が建つ

（明治町）臺灣住宅無盡株式會社
（常盤）臺北市千歲町二ノ一二
電話[illegible]八〇六・八〇六・八六三番

冷症に神經痛に
家庭溫泉に
ミネラールで
代理店 東京堂藥局
代理店 長谷川長衛商店

謹告
披露興行番組編成ニ付本日午後勝手ニ付夜間共休館致し升
大世界館　臺灣劇場　芳乃館　新世界館　萬華[illegible]館　第一世界館　第二芳乃館
有限會社臺北合同興行會社

---

會葬御禮　大塚信之

妻 菊子
女 チヨ
[illegible] 德永芳滿
[illegible] 村田安次郎

臺灣總督府州港務課森成雄儀[illegible]テ帝大附屬病院ニ於テ病氣療養中ノ處[illegible]一月廿二日午前四時半永眠仕候間謹テ[illegible]知[illegible]
昭和十七年[illegible]

妹清野[illegible]病氣療養中[illegible]本日午前五時五十分自宅に於て死去仕候間此段謹告
昭和十七年[illegible]
兄 前田又吉
[illegible] 豐川晄吉
[illegible] 明比實平
[illegible] 仁木種次郎

# 偉藥玉咲つゞら藤
## 生育面積三四、〇八五甲歩
### 文獻も發表、結核菌擊滅へ擧州驀進

【高雄電話】二十八日戸田侍從御差遣の光榮に浴した高雄州潮州郡竹田庄の化研生藥株式會社は

**肺結核** の化學的治療として我が國醫學界に寄つた「セファランチン」の原料植物となる玉咲きツヅラフチの採取、購入、加工を目的に企業化されるに至つたもので同社では總督府より國有地の拂下げを受け [illegible] ナカバンに約三十二甲 高雄州屏東郡長興庄 [illegible] 外數ケ所に二百十五甲計四百四十七甲の栽培園を有し、栽培研究に努めてゐるが山地に自生してゐる野生玉咲ツヅラフチの平地栽培は [illegible] の研究が必要とされ、[illegible] 目下その栽培方法に付き極力研究が進められてゐるが、玉咲ツヅラフチの根塊から抽出された

**植物性** 鹼基の「セファランチン」が肺結核治療に效驗を有することが發見されてから十年、東大教授醫學博士長谷川秀治氏及び多數の研究者により [illegible]

**文獻と** して同長谷川博士より近く [illegible] を見ることになつてゐるが、[illegible] 法に一大 [illegible] をもたらした玉咲ツヅラフチが本島で發見されたのは今から約十五年前、東大の [illegible] である近藤 [illegible] 博士が [illegible] に來島した際潮州郡下のクワルス社附近でこれを發見、[illegible] 約五ケ年に互つて研究を進めたが

**癩病の** 治療藥としては效目がない事に終つた、そこで近藤博士はこの方面の權威者である東大教授長谷川博士にこれが研究を [illegible] したのである、爾來十ケ年間に互り動物實驗を試みた結果 [illegible] モルモットが完全に治癒し得るに至り、次いで臨床實驗の [illegible] 治療藥として [illegible] を奏した外更らに豫防藥として注射すれば完全に豫防目的を達することが確認されるに至つたものである、本島山地各地に自生する玉咲ツヅラフチは始め高雄州潮州郡山地のクワルス社アマワン社附近にのみ

**自生し** てゐるものと信じられてゐたが、その後自生地域の調査により全島山地各地域に分布自生してゐることが明にされた、就中高雄州では旗山郡甲仙附近一帶の山地と臺南州阿里山附近のサビキ社、臺中州ナマカバン社附近に多く自生して居る、高雄州當局では玉咲ツヅラフチが藥用植物として將來 [illegible] されるのを豫想し、去る昭和十三年頃から栽培並に增殖を [illegible] 山地の各駐在所單位に一甲歩宛の栽培を [illegible] 本年 [illegible] ち全島 [illegible] の四分の三を [illegible] ると云ふ好成績を [illegible] 州下の生育面積は三四、〇五八甲、株數は一七、一二五萬である

## 侍從御差遣に感激
### 新決意以て增殖に邁進
### 化研生藥社長謹話

結核治療藥セファランチンの原料玉咲ツヅラフチの栽培、採取 [illegible] を使命とする化研生藥株式會社の社長小林 [illegible] 三郎氏は二十八日潮州郡竹田庄に於ける同社の [illegible] に戸田侍從を迎へて同社の [illegible] につき詳細に說明申上げ二十九日 [illegible] したが、侍從御差遣の光榮に感激した氏は次の如く謹んで語つた

今回恐なくも侍從御差遣を [illegible] 私共無上の光榮に浴しました有難さに只々恐懼感激措くところを知らないのであります、[illegible] 從來 [illegible] 化學療法 [illegible] の [illegible] 「セファランチン」の原料たる玉咲ツヅラフチの栽培を [illegible] いたしてをつたのですが、大東亞戰爭下 [illegible] の必要に迫られて參つたので同研究會の [illegible] として新に [illegible] に移り今般 [illegible] を [illegible] することになつたばかりでありますが、去る十一月十五日 [illegible] 長谷川博士が來臺、文獻によつてその研究 [illegible] を發表したところ、[illegible] が起りまして益々增産の緊要なことを痛感し、[illegible] の使命も更に追加して參つ [illegible]

## 賞賜物件傳達式　嚴修

【新竹電話】二十八日午後 [illegible] 州知事公室において賞賜物件傳達式を擧行、來賓の有田兵事部長から桃園山田 [illegible] 等兵ほか一名へ [illegible] 三 [illegible] に從 [illegible] をそれぞれ傳達したがこの日有田兵事部長は市內出身 [illegible] の遺族を弔問した

## 大麻頒布式
### 員林で嚴肅執行

【員林】員林郡では三十日午前十一時 [illegible] 國民學校講堂で十七年度神宮大麻頒布奉告祭を執行する、因みに頒布豫定數は二萬四千二百五十五體で臺中州下首位を占めてゐる

## 大湖神社大祭執行

【大湖電話】新竹州大湖神社の大祭は十二月二日から四日迄の三日間全郡民擧げて盛大に執行されることとなつたが行事次の通り

△二日　午後七時宵祭、豐年踊り（大湖國民學校）

△三日　午前十時例祭、午後一時半御神幸祭、生花美術展覽會、子供相撲大會、奉祝 [illegible]、假裝行列、假裝スパイ探し、映畫素人演藝大會其他

△四日　午前十一時御神輿還御、生花美術展覽會、御輿、豐年踊、素人演藝會、柔劍道大會、[illegible] 術大會、假裝スパイ探し、祝賀

△六日　野球大會

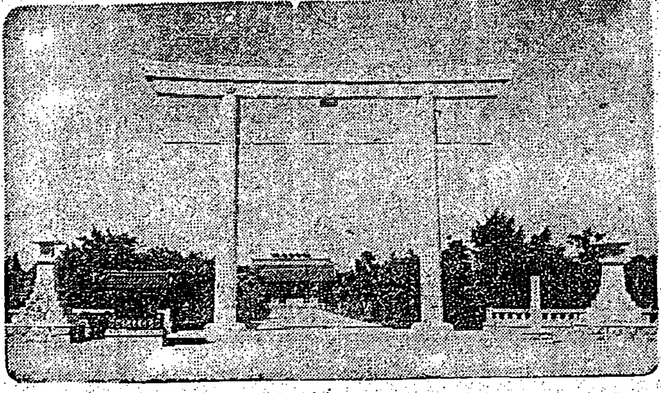

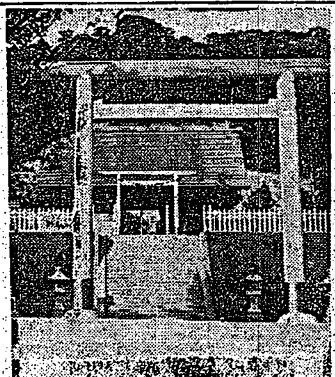

## 臺東神社御增築
### 廳勢進展に應じ近く着手

【臺東電話】臺東廳下十四萬廳民の敬神崇祖の中心である臺東神社は廳勢進展と共に著るしく [illegible] 狹隘を [illegible] かれて有志者間でこれが擴張增築を計畫されてゐたが、この程廳當局の下どしらへが出來二十六日 [illegible] 長 [illegible] 中村、久保氏らは打揃つて山崎廳長を訪問 [illegible] の結果、總工費七萬五千圓を以て御造營を [illegible] することに決したが、[illegible] 方法 [illegible] は更に研究することに決した、[illegible] の [illegible] 社務所 [illegible] の新築 [illegible] 等を行ひ境內の面目を一新しようといふのである、臺東神社は明治四十三年創立され、當時は市街の中央にあつたが市街の發展に伴ひ神社としての [illegible] を缺くのと [illegible] のため現在の鯉魚山に昭和三年 [illegible] として移轉し、爾來十二年 [illegible] のままに來つたので [illegible] するに至つたわけである（寫眞は現在の臺東神社）

# 皇謨を翼賛し奉る
## 森田臺中州知事感激謹話

【臺中電話】多年に互り百四十萬臺中州民の熱望たる臺中神社國幣小社御列格は二十七日の佳日御沙汰あらせられ森田臺中州知事は二十八日感激の謹話を發表した

民を送りに於かせられましては多年百四十萬州民の熱望致して居りました臺中神社の國幣小社列格を十一月二十七日の佳日に當り仰出されました事は誠に恐懼感激に堪へざる次第であります、臺中神社が國幣小社に列格されましたことは申す迄もなく御祭神たる 大國魂命 大己貴命 少彥名命の御三神と 北白川宮能久親王の [illegible] たる御高徳と御威靈の賜であります、謹みて按じまするに臺中神社は大正元年十月の御創建にかかり爾大正二年五月縣社に列せられ爾來 [illegible] に [illegible] つて參つたのであります、爾來三十年州下唯一の縣社として神社 [illegible] の中心として御神德を戴つたのであります、[illegible] 當時の白木造の御社殿は永い間の風雨に [illegible] り且つ [illegible] 年々の [illegible] は自然境內地の狹隘を告ぐるに至りましたので

昭和十一年に至り州下官民有志相謀り御社殿を市內新高町一四一番地に御移轉造營の件を議決し、臺中神社御造營奉贊會を組織し工事に着手したのであります、斯くて着工以來滿三ケ年神明の御加護と州下官民一致 [illegible] の結果昭和十五年十月現在の [illegible] 御社殿の竣工を見、同月二十五日御遷座祭の盛儀が舉行せられた次第でありまして、今回民き送り [illegible] の御思召により國幣小社御列格の光榮に浴しましたことは州民各位と共に洵に御同慶に堪へない所で

あります、今や我が國は世界的大 [illegible] の渦中に於て支那事變を完遂し大東亞新秩序の建設といふ未曾有の大事業を遂行すべき此重大時局に於きまして國幣小社御列格の事を拜しました事は誠に意義深く [illegible] 國家の隆昌に堪へない所であります、我々州民は今後一層神社を中心とする精神教化を旺にし敬神崇祖の信念を涵養し皇謨を翼賛し奉ることこそ肝要と存じてゐる次第であります（寫眞は臺中神社）

# 敵前渡河だ、水風呂
## 戰線偲ぶ錬成に新機軸

【新竹電話】新竹州新竹郡では去る二十一日より竹東街公會堂に於て男子靑年五十八名をあつめ、皇民奉公會中央本部指定の第一回 [illegible] を實施してゐるが前例をみない [illegible] した訓練ぶりで、[illegible] 行せしめ、只部落 [illegible] 世話してやるに止め後は寢る場所から [illegible] 切自分の手でやらせ、しかも [illegible] にあたる公會堂は床がコンクリートなので、一同自分で藁をもつて來て寢床をつくり [illegible] れる [illegible] して何で用を足し、[illegible] その [illegible] をかけてとびこむといふ式である、[illegible] んだ [illegible] の [illegible] といふ譯でいささかの不 [illegible] もなく [illegible] かる [illegible] 三十日 [illegible] の豫定である

# 農魂鍛へ“南の尖兵”
## 補習學校長打合會終る

【新竹電話】新竹州實業補習學校長打合會は既報の通り二十八日午前十時より州會議室に於て新竹州 [illegible] 校長 [illegible] の下に [illegible] 前に入つたが、大東亞戰下 [illegible] の持つ使命は時局に鑑みて先づ農戰士としての心構へを [illegible] する一方、日本農民魂に [illegible] して南方 [illegible] の [illegible] を [illegible] 施設をなすべしとの意見多くあつぱれ非常時打合會の [illegible]

## 從軍記念會宣揚市支會結成

【臺南電話】[illegible] 十八日午後二時から [illegible] 開催 [illegible]

## 乘合自動車株式會社第一回株主總會

【花蓮電話】[illegible]

## 警察職員射擊大會

【臺中電話】[illegible]

## 米穀增產打合會

【嘉義電話】[illegible]

## 日婦新竹州支部豫算審議會

【新竹電話】[illegible]

## フィルムも“彈丸”
### 寫眞屋さん國策へ協力

【臺南電話】[illegible]

## 愛國百人一首（五）

大日本文學報國會選

山のごと坂田の稻を拔き積みて君が千歲の初穗に奉らむ　大中臣能宣朝臣

もろこしも天の下にぞ有りと聞く照らす日の本を忘れざらなむ　成尋阿闍梨母

君が代はつきじとぞ思ふ神風やみもすそ川のすまん限りは　源經信

君が代は [illegible] 　源 [illegible]

[illegible]　源 [illegible]

## サイザル『報國』へ
### 組合創立打合會を開催

【臺南電話】[illegible]

## 市役所吏員錬成會

【臺中電話】[illegible]

## 青年團研究會

【臺中電話】[illegible]

## 日婦基隆市支會

【基隆電話】[illegible]

## 少年團錬成大會

【臺南電話】[illegible]

## 紙芝居挺身隊
### 再發足の結成式

【臺南電話】[illegible]

## 高雄貯蓄組合結成

【新竹電話】[illegible]

## 嘉義市聯合青年團査閱

【嘉義電話】嘉義市聯合青年團査閱は來る十二月五日午後二時より公園グランドで實施される

## 兒童に讀ませたい
### 推薦、認定圖書　臺灣圖書館協會

- 軍艦物語（[illegible]）
- 南の魚北の魚（[illegible]）
- 村田銃發明物語（[illegible]）
- 少年日本科學史（[illegible]）
- 世界名作選（[illegible]）
- 偉人小村壽太郎（[illegible]）

## 週刊婦人朝日

愉しく讀んで時代の息吹を知る、時局の要望に應へた週刊婦人雜誌として [illegible]

內容特色 [illegible]

毎水曜日發賣　定價十五錢

朝日新聞社發行

## 赤誠の獻金

軍司令部（十一日）

國防獻金 [illegible]

恤兵金 [illegible]

獻品 [illegible]

## 大發明家の話

[illegible]

## 七段對五段戰

先番　七段　林有太郎

六段　高川格

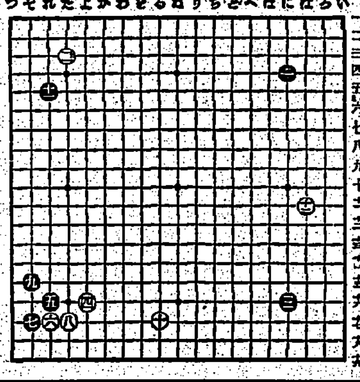

天才高川君

[illegible]

## 奥さまとお孃樣へ

[illegible]

ギンナカプセル

## 女學名姓

名付ト改姓名

姓名學館　堀澤天久堂

◎冬物新柄荷揃

丸吉呉服店

放送局選定　ラジオは中川　台北本町

冬物入荷

辻惣呉服店

藥品全般　太平藥業株式會社　電話七二八六番

クリーニングは太洋社洗濯部へ　台北市 [illegible]

犬猫矢野病院　（入院隨意）　北門町一四（市役所前）　電話二八一四番

○冬物の御用命は　大木呉服店

戰時下の衣料　メイセン入荷　秩父屋呉服店

各種靴　大正堂靴鞄店

青帽洋服店　台北市京町三丁目　電話六五八六番

淨血強壯精力劑　病源療法　ドラミン　台灣總配給所

メガネは和田　台北市大和町四ノ八　電話六一五〇番

化粧品とクリスマス　東京堂藥局　台北市建成町三ノ一　電話六四〇五番

寶山模型飛行機部

高級秋冬洋服地大荷揃　大菊商行

藥品全般　太平藥業株式會社　電話七二九番

神經痛リウマチス特效　九一四內服新藥

◇冬物新柄入荷　光永呉服店

精巧な器械　獨特な技術　金光堂

これは凄い＼阪妻の初役＼荒木又右衛門
柳生流劔法の極意！秋水一閃月を斬る！
伊賀の水月
演出は巨匠・池田富保
阪妻が荒又か荒又が阪妻か烈々三十六番斬り
天下一品！坂東妻三郎主演
瀧口新太郎　澤村國太郎　原健作　高山廣子
1日封切
防火日
國際館
大アマゾン
スパイ撲滅

乳兒には
便利で經濟的な粉末もあり
離乳に失敗せぬやう
體重減退や消化不良の治療と豫防に缺かさず
錠劑　わかもと
同化性ビ・Bと3消化酵素の綜合製劑
わかもと本舗